

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和元年六月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 桜井市大字粟殿
- 三 測量の終了年月日 平成三十一年四月二日